



出身国情報主要文書

ネパール

2008年5月6日

英国国境庁
出身国情報サービス

目次

	ページ
1. 序文	4
2. ネパールの背景情報	6
地理.....	6
地図.....	7
近年の歴史.....	7
最近の出来事と政治的展開.....	8
経済.....	9
3. 人権	10
概要.....	10
難民.....	12
ブータン人難民.....	12
チベット人難民.....	14
国内民族グループ.....	15
マデシ人.....	15
人権活動家／ジャーナリスト.....	17
4. 主要ソースドキュメント索引	19
基礎情報・地理.....	20
地図.....	20
歴史.....	20
政治・最近の出来事.....	22
人権 - 全般.....	24
人権 - 各問題.....	26
非政府軍による暴力.....	26
逮捕と拘留 - 法律上の権利.....	26
子供.....	26
市民権と国籍.....	29
腐敗.....	29
死刑.....	29
障害.....	29
失踪.....	31
労働権.....	31
民族グループ.....	31
外国人難民.....	33
移動の自由.....	33
宗教の自由.....	35
言論と報道の自由.....	35
人権機関、団体、活動家.....	37
人道問題.....	37
国内避難民 (IDPs).....	37
司法.....	39
レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー.....	39

2 このCOI文書には2008年5月6日時点で公開されている最新の情報が記載されている。
最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

マオイスト	41
医療問題	43
兵役	43
政治的所属.....	43
刑務所の状況.....	43
治安部隊	45
治安状況	45
人身売買	45
女性	46
5. ソースマテリアル参照	47

1. 序文

- i ネパールに関するこの出身国情報主要文書(COI 主要文書)は亡命／人権に関する決定プロセスにおいて担当官により使用される目的で、英国国境庁(UKBA) COI サービスが作成したものである。英国における亡命／人権申し立ての際に最も一般的に取り上げられる問題に関する全体的な背景情報を示すものである。COI 主要文書には2008年5月6日までに入手が可能であった情報が含まれている。
- ii COI 主要文書はさまざまな著名外部情報ソースにより作成された主要報告書、論文、記事を見出し付きのリストにしたものであり、UKBA の意見または方針を含んでいない。
- iii UKBA ユーザーについては、COI 主要文書から各情報ソースへ直接電子アクセスすることが出来るようになっており、情報ソースの見出し及びリストのソースナンバーにリンクが貼られている。外部ユーザーについても、関連するウェブサイトのリンクを、リンクへアクセスした日付と共に提供している。
- iv 前述のとおり、これら文書は主に人権問題を取り扱ったものである。前置きとして、ネパールに関する簡単な背景情報が提供されている。尚、この背景情報はリストに記載された文書の内容を要約することを目的としたものではない。
- v この COI 主要文書およびリスト記載文書は一般に公開可能な文書である。
- vi COI 主要文書に関する意見、または追加的ソースマテリアルの提案は下記の COI サービスまで：

英国国境庁

出身国情報サービス

住所：

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報諮問委員会

- vii UKBAの出身国情報資料の内容に関して内務大臣に提言を行うための独立した「**国情報諮問委員会**」(APCI)が2003年に設立された。APCIではUKBAの主要文書、COI報告書、その他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。委員会の作業に関する情報は左記ウェブサイトで見ることが出来る：www.apci.org.uk
- viii 委員会の作業では、UKBA が作成した特定の COI 文書の内容を審査し、審査した文書に限定した提言や、より一般的な性質の提言を行う。特定の文書を APCI が審査したか

4 この COI 文書には2008年5月6日時点で公開されている最新の情報が記載されている。
最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

否かは明らかではない。下記リンクより今日までに審査が行われた COI 主要文書、COI 報告書、その他文書のリストを見ることが出来る:

www.apci.org.uk/reviewed-documents.html

- ix 尚、UKBA の資料および手続きを承認することは APCI の機能でない。委員会が審査した資料の一部は、上訴非猶予 (NSA) リストに指定された、または指定が提言された国々に関するものがある。このような場合、委員会の作業は特定の国を NSA に指定する決定または提言を支持するもの、または NSA のプロセスそのものを支持するものとしても捉えられるべきではない。

国情情報諮問委員会:

Eメール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: www.apci.org.uk

[目次に戻る](#)

2. ネパールの背景情報

2.01 正式国名：ネパール

面積：総面積約 14 万 7 千平方キロメートル

人口：2,820 万人(2006 年)

首都：カトマンズ

人口構成：グルン、リンブー、ネワール、ライ、シエルパ、タマン、タルなどの部族グループのほかにも、様々なより小規模なグループが存在する。主要なカーストグループはブラフミンとチェトリス。多数のインド系およびチベット系住民も暮らしている。

言語：ネパールには 30 を越す言語および数十の方言が存在する。ネパール語 58% (公用語)、ネワリ語 3%、(主にカトマンズ)。チベット系言語(20%)は主に低山地帯、インド系言語(20%)は主にインドに接するタライ地域で話されている。

宗教：公式発表では 90%がヒンドゥ教、8%が仏教、2%がイスラム教とされているが、これら数字には語弊があると考えられている。ネパールではヒンドゥ教と仏教は深く重なり合っている。また、国内には 40 万人程度のキリスト教徒がいると推測されている。

通貨：ネパール・ルピー(NRP)

主要政党： kongress 党 (総裁: ギリジャ・プラサド・コイララ)、kongress 民主党 (総裁: シェル・バハドゥール・デウバ)、ネパール共産党 UML (書記長: マダブ・クマル・ネパール)、国民民主党 (NDP) (ラストリヤ・プラジャタントラ党 (RPP) と呼ばれている)——現在 RPP (タバ) と RPP (ラナ) に分裂。友愛党 (NSP) ——現在ネパール友愛党 (アナンダ・デビ) とネパール労働党 (NWPP) の派閥に分裂。CPN (マオイスト) (書記長: プラチャンダー 本名: プスパ・カマル・ダハル)。

政府：憲法上、ネパールは議会制民主主義。

国家元首：ギリジャ・プラサド・コイララ首相。国王はもはや行政権や儀式的役割を持たない。

首相：プラサド・コイララ。2006 年 4 月 30 日就任。

外務大臣：サハナ・プラダン (共産党 UML)

(外務・英連邦省 (FCO) 国プロフィール、2007 年 6 月 8 日) [4a]

[目次に戻る](#)
[ソースを見る](#)

地理

2.02 FCO のネパール国プロフィール(更新日: 2007 年 6 月 8 日)は以下の通り述べている:

「ネパールの面積は約 14 万 7 千平方キロメートルで、東西に 800km、南北に 90km から 230km 広がっている。ネパールは中国(中国チベット自治区を含む)とインドに囲まれた内陸国である。ネパールは3つの地理的地域——ヒマラヤ高山地域(世界 10 最高峰の 8 つを含む)、低山地帯、平原地帯——から成る。ネパールは世界で最も高度差のある国であり、ほぼ海拔 0メートルのタライ平原から標高 8,848メートルのエベレスト山(サガルマータ)まで含まれている。」 [4a] (地理)

6 この COI 文書には 2008 年 5 月 6 日時点で公開されている最新の情報が記載されている。
最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

地図

- 2.03 エラー！参照範囲が指定されていません。
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/nepal.pdf>

[19a]

目次に戻る
ソースを見る

近年の歴史

- 2.04 ヨーロッパ・ワールド・オンライン(日付なし/アクセス日:2008年2月4日)は以下の通り述べている:

「ネパールは世襲君主政体であるが、1951年まで100年以上にわたって実質的な権力は世襲宰相のポストを設けたラナー族が掌握していた。 kongress党(NCP)率いる人民革命により、ラナー族は追放され、トリバン国王が王座に復権した。1951年には限定的な立憲君主制が確立した。1950年代の大半にわたって、トリバン、そして1955年の死後は彼の息子のマヘンドラによる君主制による統治が続いた。1959年2月、マヘンドラ国王はネパールの最初の憲法を公布した。」 [1]

- 2.05 BBCのネパール国プロフィール(更新日:2008年5月2日)には次のように伝えている:

「1959年に複数政党政治の試みが短期間なされた後、マヘンドラ国王は議会を停止して権力を一手に掌握した。1991年には民衆運動を受けて民主政治が導入されたものの、派閥間の争いが激しく、政権が頻繁に変わった。現在の君主は2002年および2005年の2度執行権を手に入れている。一方、共産主義共和国の樹立をもくろむマオイスト反政府派は議会制君主制に対して10年に渡る反対運動を繰り広げた。この反乱により1万2千人を超す人々の命が犠牲となった。国連は10万人が家を追われたとしている。国連特使は政府軍や反政府勢力による拷問は日常茶飯事だと述べた。」 [7a]

- 2.06 FCOのネパール国プロフィール(更新日:2007年6月8日)は以下の通り述べている:

「2005年2月1日、国王は4月までに指示通り選挙を実施できなかったことを理由として、デウバ首相と彼の政府を解任し、直接権力を掌握した。国王はただちに党首、多数の市民団体活動家や政治活動家を拘留した。これに対し、インド、米国、EU、英国から厳しい国際批判がなされた。非常事態令が発令され、メディアの検問、多くの基本的人権の停止を含む様々な措置が取られた。国王の行動に対する国際社会の非難を受け、非常事態令は解除され、拘留されていた人々が多数釈放された。4月14日、国王は民主主義を復活させる意向を発表し、2006年2月には地方選挙、2007年4月には国政選挙を実施すると発表した。

「2005年9月、マオイストは3ヶ月の一方的な休戦を発表し、2005年11月には、7政党(七党同盟-SPA)と共に国王の専制支配を終わらせ、民主主義を復活させるための12

項目を発表した。主要政党が選挙をボイコットし、多くの議席には候補者が存在しない状況の中、地方選挙は2006年2月8日に実施されたものの、投票率は低かった。

「政治勢力や国民の間に政治に対する不満が広がる中、SPAとマオイストは2006年4月6日から9日にかけて全国的なストライキや抗議運動を実施すると発表した。マオイストは全国的な封鎖を計画し、カトマンズ峡谷での無期限停戦を発表した。禁止令や夜間外出禁止令にも関わらず、2006年4月にネパール全土で大規模な抗議運動が行われた。抗議者と治安部隊との間の衝突により少なくとも21人が死亡し、4,000人を超す負傷者が出た。実弾、警棒、催涙ガスを抗議者に使用した治安部隊に対して、国際社会は過度の武力行使だと非難した。

「2006年4月の数週間にわたる全国的な市民暴動を受けて、国王は権力を政党に移譲し、議会を復活させた。復活した議会は2006年4月28日に招集され、2006年4月30日にコイラ新首相が就任し、制憲議会選挙およびマオイストとの和平交渉を実施する提案が可決された。2006年5月18日、議会は議会在「最高機関」とであると宣言し、国王の政治権力を縮小することを全会一致で可決した。これにより、国王は軍の最高司令官としての地位をも失うこととなった。ネパールは世俗国家となった。2006年5月26日、政府はマオイスト反政府派との和平交渉を三年ぶりに再開した。両者は停戦を管理するため、さらに制憲議会選挙に向けて、25項目の行動規範に同意した……

「2006年11月21日、カトマンズでネパール政府とマオイストの間で和平協定が調印され、ネパールの11年間に及ぶ紛争が終結した。協定の条件に基づき、国軍およびマオイストの兵士らは兵舎および野営地に留め置かれることとなった。両者ともに恒久的停戦および武器管理協定に同意し、国連による監視が行われる。また、協定により2007年6月までに制憲議会選挙が実施されることとなり、さらにマオイストが合法的政党として政治の主流に加わることとなった。その後、国連の主導の下、2006年11月28日にマオイストと政府の間で武器管理協定が調印された。」[4a] (政治的展開)

[目次に戻る](#)
[ソースを見る](#)

最近の出来事と政治的展開

- 2.07 FCOのネパール国プロフィール(更新日:2007年6月8日)によれば:「2007年1月15日、下院が解散され、暫定議会が発足し、暫定憲法が公布された。2007年4月1日、マオイストの大臣を含む初の暫定政権が誕生した。」[4a] (政治的展開)
- 2.08 **BBC タイムライン**のネパール報道(2008年5月2日)は、2007年4月に予定されていた制憲議会選挙が5月に同年の11月まで延期されたと伝えている。2007年9月には、君主制の廃止を求めてマオイストが暫定政府を離脱した。マオイストの政権離脱により11月の制憲議会選挙が延期されることとなった。9月には、マオイストの武装闘争の終結以来初めてとなる爆弾事件がカトマンズで発生した。2007年12月、議会はマオイストとの和平協定の一貫として君主制を廃止することを承認し、マオイストは政権に復帰した。2008年1月、幾度も延期された政権議会選挙の2008年4月10日の実施が決定した。[7b] 4月の選挙の結果、政権議会の601議席のうち、元マオイスト反政府派が220議席を獲得し、 kongress党と共産党はそれぞれ110議席、103議席を獲得した。マオイストは「2大政党を加えた連立政府」を望むとしている(BBCニュース、2008年4月25日)[7n]さらに、マ

オイスト指導者プラチャンダはネパールの君主制を政権議会の初日に廃止すると発表した。
[7b]

[目次に戻る](#)
[ソースを見る](#)

経済

2.09 **GDP:** 73 億 2,300 米ドル (2007 年)
一人当り GDP: 1,100 米ドル (2007 年)
年間成長率: 2.5% (2007 年)
インフレ率: 8.6% (2006 年 11 月.)
主な産業: 観光、絨毯、繊維製品、米、ジュート、砂糖、種油圧搾機、タバコ、セメント・レンガ生産。(中央情報局(CIA) ファクトブック、更新日:2008年3月20日) [10a]
主な取引国: インド - 63%、米国、中国、ドイツ(FCO 国プロフィール、2007年6月8日) [4a] (経済)
為替レート: 1 ポンド = 124.603 ネパール・ルピー (2008年2月13日現在) (XE.com, アクセス日:2008年2月13日) [42]

[目次に戻る](#)
[ソースを見る](#)

3. 人権

概要

- 3.01 2008年3月11日に米国国務省が発表したネパールの人権に関する報告書 - 2007年 (USSD 報告書)は序文で以下の通り述べている:

「2007年、治安部隊メンバーは多少の人権侵害を犯し、マオイスト／ヤング・コミュニスト・リーグやより小規模な民族武装グループは深刻な人権侵害を犯した。国軍の兵士らは2006年の包括的和平協定に基づいて兵舎に留まっていた。警官や武装警察は全国規模で続いたデモに対して時おり過激かつ致命的な武力を用いた。マオイストは拷問や誘拐を含む、致命的な武力行使を任意かつ違法に行った。年間を通じて暴力、強奪、脅迫が続いた。人権侵害の刑事免責、メディアに対する脅迫、任意の逮捕、裁判前の長期間の拘留が深刻な問題であった。また、政府は司法の独立性を損なわせ、社会では障害者や低いカーストの人々に対する差別が続いていた。女性に対する暴力や主に女性や子供の人身売買が続いた。」 [2a]

- 3.02 FCOのネパール国プロフィール(更新:2007年6月)によれば:

「ネパールではマオイスト武装勢力や治安部隊による人権侵害が行われており、ネパールの人権状況はここ数年で着実に悪化している。特に懸念されるのは、マオイストによる殺人、誘拐、強奪、そして子供兵士を含む強制的な徴兵が行われていることである。さらに、治安部隊では刑事免責の文化が存在し、司法外や即座の死刑、殴打、レイプ、強制失踪、任意逮捕、違法かつ外部との連絡を絶たれた拘留、拷問に対し罪が問われない状況にある。

「停戦後、人権状況は改善した。大半の人権侵害がマオイストにより行われ、マオイストによる脅迫、誘拐、強奪は現在も横行している。治安部隊の大部分は兵舎に収容されているため、結果として、彼らによる人権侵害は減少した。 [4a]

- 3.03 2008年1月31日にヒューマン・ライツ・ウォッチが発表したワールドレポート／ネパール／2007年情勢(HRW レポート 2008)は以下の通り述べている:

「1996年から2006年にかけて続いた内戦の終結に向けた2006年11月の包括的和平協定(CPA)の実行により、暫定憲法の公布や2007年1月の暫定議会の発足が進展したものの、9月のネパール共産党マオイスト(CPN-M)の政権離脱は政権議会選挙の実施計画に大きな打撃を与えた。人権面においては大きな進展が見られた一方で、過去および現在の人権侵害に対する責任に取り組む政治的姿勢がまだ欠如している。CPN-Mは収容されている兵士の確認プロセスの実施を依然遅らせており、このことは兵士の中に子供兵士が現在も未確定数含まれていることを示している。

「ネパールの人口の約半数が暮らす南部平原にあるタライ地域では、未解決の不満や代表問題により最も不安定な地域となっている。ストライキや抗議活動が日常生活に混乱をきたし、武装グループによる誘拐、殺人やその他の暴力が急速に増える中、タライの治安状況は着実に悪化している。」 [5a]

10 このCOI文書には2008年5月6日時点で公開されている最新の情報が記載されている。

最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

3.04 HRW レポート 2008 はさらに以下のように述べている:

「『人民裁判所』や平行政府の組織の多くは解体された。『人民裁判所』から長期の強制労働や禁固刑を言い渡された多数の人々は解放されたか、もしくは警察に引き渡された。しかし、CPN-M の青年部門ヤング・コムニスト・リーグ(YCL)の兵士らは CPA の実施以降も完全に制御されておらず、2007 年には強奪、脅迫、身体的攻撃、時に拷問に発展する虐待、集会や会合の妨害、器物破損などを行った。

「女性の政治的代表の確保においては一定の改善の見込みが立った。制憲議会議員選挙法(2007 年)では比例代表制の議席の半数を、全体では三分の一の議席を女性に充てると明記している。 [5a]

3.05 同レポートはさらに以下のように述べている:

「刑事免責の核心を突くことになる治安部門の改革については、軍による抵抗に遭うとともに、政府からは放置された。赤十字国際委員会の推定によれば、国軍または CPN-M の武装勢力が関与した強制失踪は 1,042 件にのぼる。これら失踪問題に関する進展はほとんど見られない。CPA は政府およびマオイストが CPA 調印から 60 日以内に『失踪した人々』の行方を明らかにすると明記しているが、期限になってもほとんど行動は取られなかった。」 [5a]

3.06 さらに以下のように述べている:

「2006 年 11 月以前の市民権の否定や単一言語主義の強制により、ネパールの人口 2,700 万人の 4 割近くを占めるマデシ人の社会は大きく取り残され、彼らの声が反映されることはなかった。司法、行政、立法、政党、産業、市民社会においてマデシが占めるポストは 12%にも満たない。また、低山地域の社会に比べてマデシ人たちは貧しく、教育水準も低く、健康指標も低い。マデシは、タライの議席数はタライの人口を反映したものではないとして、選挙制度において組織的に軽んじられていると主張している。

「CPA にはいかなる兵力にも子供を徴兵しないこと、さらに子供兵士らを『ただちに救出し更生させる』ことを政党に求める項目が含まれている。2006 年 4 月の停戦以降も子供たちの徴兵が CPN-M により積極的に行われていた。」 [5a]

3.07 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が 2007 年 12 月に発表した報告書『ネパールの人権——包括的和平協定(CPA)以降』には、以下のように述べられている:

「CPA の調印および同協定に人権に関する確約が盛りこまれたことで、停戦後ただちに改善した人権状況にさらなる進展が生まれるだろうという期待が高まった。残念ながら、ここ一年間で当初の改善が進歩、強化されることはなく、人権の尊重のみならず保障さえも再び後退した。和平プロセスにおいて人権は重要視されておらず、政治的思惑より重要性の低いものとされている。人権擁護者、ジャーナリスト、政党、その他の部門の市民団体は 2006 年 4 月の停戦以前より自由に活動することが出来るようになったものの、ここ一年で危険や制約が増加している。」 [31a] (2 頁)

3.08 報告書はさらに以下のように述べている:

「2007年は、特に生存権の保障がますます損なわれた。(2007年)10月末時点で、OHCHRは2007年初めから130名以上の民間人が殺害され、その多くはタライ平原の中部および東部地域で発生している、という報告を受けている。中でも、武装グループによる犯罪行為の結果60名が死亡(その多くは5月以降に発生)、(2007年)9月にカピルバスツで起きた暴動の結果14名が死亡、CPN-Mの兵士が直接関与して5名が死亡、そして(2007年)1月から2月にかけて起きたマデシ・アンドラン(マデシ抗議運動)の中で少なくとも24名が死亡している。マデシ・アンドラン(マデシ抗議運動)での死亡者のうち19名が、さらにその他の事件で死亡した10名が警察により殺害されており、その中には過度な武力行使が用いられたケースもあった。少なくとも45名のCPN-M兵士が死亡し、中には武装グループにより殺害された10名、さらにマデシ人権フォーラムとヤング・コミュニスト・リーグがガウルで同時に抗議運動を行ったことを受けて発生した暴動に関連した事件で残虐な襲撃を受けた27名が含まれている。また、「人民の正義」事件で、警察不在の中7名の武装グループメンバーが地元住民によって殺害された。一年間でさらに多くの負傷者が出た。」 [31a] (2頁)

3.09 さらに以下の通り述べている:

「武装グループの台頭と彼らの活動の拡大、さらに特に代表や差別に関する社会不安の高まりは政府および治安維持や国民の権利保障に従事する国家機関に対して深刻な挑戦をもたらした。これら問題に対して国が対応を一切取ってこなかった、または怠ってきたことにより、人権状況は大きな影響を受けるとともに、人権にほとんど注意が支払われない無法状態を生み出した。国家機関による継続的な人権侵害(不作為を含む)やCPN-M兵士による嫌がらせもまた人権状況の悪化に繋がっている。」 [31a] (3頁)

3.10 さらに以下の通り述べている:

「中でも最も深刻なのは、国家による人権侵害であれ、CPN-M兵士による嫌がらせであれ、武装グループや暴力的な抗議運動や差別から生じる暴力に関与した人々による暴力行為であれ、殺人やその他暴力行為を犯した人々はほとんどが罰せられずに済んでいるということである。同様に、紛争時に犯された大量の人権侵害についても起訴が行われていない。」 [31a] (3頁)

難民

3.11 2007年のUSSD報告書は、「政府は国連難民条約に基づいて亡命を認める法律を有していない」と指摘している。しかし、政府はブータン人難民およびチベット人難民に関する政策を作成し、彼らを保護するための臨時行政会議を開いた。」 [2a] (セクション2d)

ブータン人難民

3.12 難民インターナショナルが2005年2月14日に発表した報告書『宙に浮いた命:無国籍の被害者』では次のように述べられている:

「1990年代前半、10万人を超すネパール系住民が市民権を剥奪されるとともに、強制的にブータンを出国させられ、彼らの帰還権はブータン政府により組織的に妨げられてきた。彼らはネパール国内でも市民権を与えられていない。ネパールに暮らすこれら無国籍のブータン人らの多くはブータン南部出身のヒンズー教徒で、ブータン北部に暮らす主要民族であ

12 このCOI文書には2008年5月6日時点で公開されている最新の情報が記載されている。

最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

り支配層である仏教徒のンガロップ人とは異なる。多くはネパールに避難してきた人々で、現在 UNHCR が運営するキャンプで生活している。」 [46a]

3.13 2008年2月5日のIRINの報告によると、「ブータンで『ロツアンパ』と呼ばれるネパール系住民らは、ネパール系であることを理由に国籍と市民権を剥奪する法律を導入した政府によって家から強制退去させられた後、1990年以来カトマンズから500km近く離れたジャパ郡の難民キャンプで暮らしている。」 [33e]

3.14 2007年のUSSD報告書は以下の通り述べている：

「ルーテル世界連盟がキャンプを運営し、世界食糧計画が食糧支援を行い、アムダが医療支援を提供し、カリタスやその他の団体が組織的な支援をキャンプの難民に提供した。キャンプ内部に犯罪分子が存在したことと、第三国への再定住をめぐる政治的争いにより、一年(2007年)を通してキャンプ内部の治安が問題となった。このような治安状況は再定住に関する政府の承認を遅延させた。10月には、これに対応する形で、UNHCRが7ヶ所すべてのキャンプに武装警官を配備するための施設を建設し、第三国への再定住に関する政府が承認を発表できる環境整備を行った。」 [2a] (セクション 2d)

3.15 2007年5月にヒューマン・ライツ・ウォッチが発表した報告書『最後の望み：ネパールとインドのブータン人難民のための恒久的解決策の必要性』は以下の通り述べている：

「ネパールのブータン人難民らはキャンプでの生活を余儀なくされ、たとえキャンプ敷地内であっても収入を生む活動を行うことを禁じられている。その結果、難民らは生活のすべてを国際社会の支援に頼っている。時間の経過とともに、予算的な制約により食糧、燃料、医療などのサービス提供を縮小せざるを得なくなるなど、キャンプ内の緊張が高まっている。ネパールのブータン人難民らは国際社会の支援に頼らざるを得ない状況と彼らへの支援を控えつつある国際社会との狭間に置かれている。」 [5f]

3.16 同報告書はさらに以下のように述べている：

「キャンプ内の一部の女性にとって、国際社会からの支援縮小の影響はより深刻なものである。キャンプ内の状況は悪化してきており、それによりもたらされる家庭内の緊張はドメスティックバイオレンスを助長していると難民女性らが報告している。彼女らは、UNHCRや難民コミュニティによる取組みにもかかわらず、ドメスティックバイオレンスを含むキャンプ内での性的暴行やジェンダーに基づく暴力が減らないのはこのことに一因があるとしている。」 [5f]

3.17 米国難民・移民委員会(USCRI)が発表した2007年の世界調査の報告によると、キャンプに滞在するブータン人難民と周辺住民の間で時折暴力事件が発生しており、さらに「難民キャンプがある地域はマオイスト反政府派の暗黙の支配下にある地域で、2003年以来警察が存在していなかった。キャンプでは性的暴行やジェンダーに基づく暴力・暴行が深刻な問題となっていた。」 [37a]

3.18 USCRIの2007年ワールド・サーベイはさらに、キャンパスに暮らす人々には次のような規則が課されていたと述べている：

「……キャンプを24時間以上離れる場合は、許可および許可証を得る(必要があった)。通常、当局は許可証申請を承認していた。キャンプの規則はブータン人難民が労働収入を得ることを明確に禁じていた。違法に働くことが出来た少数の人々は労働法や社会保

障の保護なしで働くとともに、しばしば賄賂を支払ったり、偽装文書を使用したりしなければならなかった。難民らは合法的にビジネスを行ったり、財産や銀行口座を所有したり、運転免許を取得することが出来なかった。生理用ナプキン、チョーク、毛布、ジュート製の屋根材の製造といった小規模な家内工業を除いて、ブータン人難民らは収入を生む活動に従事することを禁じられていた。遠隔地の学校での教職など、人材が不足している場合については、当局はある程度の違法労働を容認していた。キャンプは過密状態にあり、住居やトイレも破損しており、キャンプの生活環境は嘆かわしい状態にあると UNHCR は説明した……2006 年末、政府は 7ヶ所のキャンプの一部に交番を再設置したものの、多くのキャンプでは未だ交番がなく、街灯もなかった。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、「難民の若者の間にある不満や反抗的な態度はキャンプの安全や治安にとって深刻な脅威となっていた。」キャンプ内では性的暴行やジェンダーに基づく暴行が前年比 9%増の 174 件発生しており、そのうちドメスティックバイオレンスは 88 件を占め、これは前年比 6%増であるが、2004 年と比べると 52%も多い。」 [37a]

3.19 2007 年 12 月 10 日、UNHCR はネパール政府と UNHCR が「ネパール東部の 7ヶ所のキャンプに滞在するブータン人難民に対する身分証の発行を本格的に開始したと報告した。これにより、約 10 万 8 千人の登録難民に対する保護および支援が改善することとなる。」UNHCR はさらに「身分証は各キャンプの状況に応じて、今後 2、3ヶ月の間に発行される。キャンプ以外に暮らす登録難民については、キャンプ内の難民への身分証発行が完了次第、発行が行われる」と伝えている。 [6c]

3.20 ネパールニュース.com の 2008 年 2 月 4 日付け記事は、「ネパール政府は第三国への再定住を選択したブータン人難民に対して出国許可を発行した。これにより、申請が許可され次第、難民はネパール東部のキャンプを出て第三国へ出国することが可能となる」と伝えている。また、同報道は再定住をめぐる難民らが大立していると伝えている。 [40f] 2008 年 1 月 22 日付けの BBC 報道記事によると、再定住の問題は「難民たちの間に分裂を生じさせ、再定住を支持する難民らは脅迫や暴力による脅しに直面している。」 [7i]

3.21 UNHCR スポークスマンのコメントを要約した 2008 年 2 月 1 日付けの UNHCR のブリーフィング・ノートは以下のように述べている：

「……キャンプ内の集団再定住プロセスは昨年後半以来本格化している。数千人の難民が関心を表明しており、UNHCR は関心を持つ 1 万人近くの難民の詳細情報を再定住候補国に提出した。現在、難民らは面接から広範囲な健康診査、出国前の再定住先の文化についての説明会など、再定住プロセスの様々な段階にある。国際社会はネパール政府との調整を進めており、難民の第一団が 3 月に出国し、より多数の難民が再定住先の国々にむけて 7 月にも出国すると見られている。米国は少なくとも 6 万人のブータン人難民の受け入れを表明し、カナダは最高 5 千人を、オーストラリア、デンマーク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェーもまたブータン人難民を受け入れる意向を表明している。」 [6e]

チベット人難民

3.22 難民インターナショナルが 2005 年 2 月 14 日に発表した報告書『宙に浮いた命：無国籍の被害者』では次のように述べられている：

「ネパール国内には 2 万人のチベット人難民がいると推定されている。その多くはカトマンズやその周辺地域で暮らし、法的身分を持たず、主に(1)1989 年より以前にネパールに入国した者とその子供、と(2)1989 年以降に入国し、ネパールの滞在資格を持たない者、の

14 この COI 文書には 2008 年 5 月 6 日時点で公開されている最新の情報が記載されている。

最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

2種類に分類される。チベット人は中国との国境付近など、ネパール国内の一部地域への移動を禁止されている。しかし、毎年3千人のチベット難民がチベットに帰国していると推定されている。[46a]

3.23 同報告書はさらに以下の通り述べている：

「ネパールの市民権法は、理論上、チベット系住民が市民権の資格があるとしているが、政府は市民権をチベット系住民にとって実行可能な選択肢として捉えていない。また、市民権を志望するものは科学、哲学、芸術、文学、世界平和に対して多大な貢献を行った、もしくは行うことができるということを示さなければならない。役人の中には、チベット系住民はチベットの市民権を放棄していない、と語る者もいた。」 [46a]

3.24 1989年未までネパール政府はチベット人難民を居住者として認めていた。これに関連して、USSDの2007年報告書は以下のように述べている：

「それ(1989年)以降にネパールに入国するチベット人はインドへ向かう途中に経由したに過ぎない。引き続き多数のチベット人がインドへ向かう中継地としてネパールを通過したが、政府は通常その行為を暗黙に許可していた。1989年の一年間で、2,156人のチベット人がネパールを通過した。チベット人難民からは、中国の国境警備隊による嫌がらせに関する信憑性の高い報告がなされている。さらに難民らは、ネパールの国境警備隊が難民を追跡する中国の国境警備隊の侵入を容認していると報告している。難民の報告によると、国境付近からカトマンズに向かうチベット人難民に対するマオイストの強奪が日常的に発生している。 [2a] (セクション 2d)

3.25 USSDの2007年報告書はさらに以下の通り述べている：

「ネパールに暮らすチベット人の多くの身分は不確定なものである。事業の所有権、免許、合法取引のほとんどに地元の友人や知り合いの支援が必要となる。このような状況の中、彼らは主にマオイストに対して無防備な存在となっており、マオイストは規模を問わずあらゆる事業主などに対して金銭の支払いを強要している。さらに、チベット人からは強奪目的の誘拐が多数発生しているとの報告が寄せられている。」

3.26 同報告書はさらに以下のよう述べている：

「チベット人難民は国内を自由に移動することが許されていたものの、海外渡航の書類の入手は困難であった。1989年より以前に難民として登録された者に関しては、渡航書類を辛うじて入手することができる状況であった。しかしながら、1989年より後に18歳に達した約5千人のチベット人については、身分証が発行されておらず、したがって海外渡航の書類を入手することが出来ない。」 [2a] (セクション 2d)

国内民族グループ

マデシ人

3.27 2007年2月8日付けのIRIN記事は以下の通り伝えている：

「……ネパール南部の平原——タライ——はネパール語でマデスとして知られ、そこに暮らす先住民はマデシと呼ばれている。タライ平原はネパールとインドの国境沿いをインドのビハール州、ウッタル州、西ベンガル州に接して東西に広がっている。タライ高原はネパール国土の17%近くを占め、マデシ人はネパールの人口2,700万人の約30%を構成する。マデシ人の大部分はヒンドゥ教徒であり、一部にイスラム教徒、仏教徒、キリスト教徒もいる。経済的には、タライ平原は農業国であるネパールで最も肥沃で生産性の高い地域である。農業関連産業の多くはこの地域に集中している。さらに、この地域には豊かな森林が広がっている。」 [33b]

3.28 さらに同記事は「マデシ人らは、自分たちの経済的重要性にもかかわらず、教育、医療へのアクセス、経済活動、開発計画において歴代のネパール政府から無視されてきたと感じている」と伝えている。最も貧しいコミュニティの多くでは、人々は1日1米ドル未満で生活している。マデシのリーダーらは、ネパール政府がインド系ルーツを理由に彼らをネパール国民ではなく、部外者として扱っていると非難している。」 [33b]

3.29 HRWの2008年報告書は以下のように述べている：

「暫定憲法の公布を受けて、2007年1月から2月にかけてマデシ人による抗議運動が21日間続いた。1月16日、カトマンズで政党「マデシ人権フォーラム」(MJF)のリーダーらが憲法のコピーを燃やした罪で逮捕された。3日後、シラハ郡ラハンで逮捕に抗議するMJF活動家らとマオイストが衝突し、若いMJF活動家1名がマオイストによって射殺された。この事件によって混乱が長期化した。マデシ人活動家らはタライ地域でのゼネストを呼びかけ、広範囲の抗議活動を組織した。これに対して、政府は夜間外出禁止令を発令するとともに、対応する警察官の数を増加した。1月25日、MJFは暫定憲法が改正されない限り、抗議活動を無期限に継続すると発表した。活動家らは官庁、交番、銀行、主要政党事務所、メディアに対して略奪を行った。これに対する国の対応は厳しいものであった。その後数日で警察はデモ隊メンバー30名以上を射殺し、800名を負傷させた。[5a]

「(2007年)8月31日、政府とマデシ人権フォーラム(MPRF)との間で22項目からなる協定が調印された。にもかかわらず、散発的な暴力事件が引き続き発生した。9月16日に民主マデシ戦線のリーダーがカピルバスツで何者かによって殺害された事件を受けて、低山地域の住人に対する蜂起が発生した。9月2日には、カトマンズ市内の3ヶ所で同時爆破事件が発生し、数名が死亡し、負傷者も出た。これらは内戦の終結以来初めての、そして最も深刻な爆破事件となった。」 [5a]

3.30 2007年11月29日付けのIRIN記事は次の通り伝えている：

「ネパールの人権運動家らは、マデシ人とパハディ人との間の民族的緊張が高まるタライ地域で避難民家族の数が増加していることを懸念している。ここ数週間だけでも、タライ地域で最も影響の大きいバラ郡、ラウタハト郡、シラハ郡、サブタリ郡、パルサ郡から100を越す世帯(少なくとも500名)が家を捨てて避難している。マデシ人はタライ地域に元々暮らす民族であるが、低山地域からタライに移住してきた民族のパハディ人が土地の大部分を所有し、タライの政治・経済を支配している。パハディ人は、ネパールの人口の半数近くを占めるタライの人口の三分の一を構成する。2つのコミュニティは特に森林や地元政治の権力をめぐって長年の間緊張関係にあったものの、ここ数ヶ月のようなコミュニティ同士の暴力事件に発展することはなかった。[33d]

3.31 同記事はさらに次のように伝えている：

16 このCOI文書には2008年5月6日時点で公開されている最新の情報が記載されている。

最近の文書から入手できない関連情報に関しては、それより過去の資料の情報を用いている。

日本語訳は日本国政府により翻訳したものである。

「(2007年)2月に一層の地方自治を求めてマデシ派のグループが抗議運動を始めて以来、暴力は民族間の衝突、さらに両民族——特にパハディ人——が家を追われる事態に発展している。先週だけでも、「マデシ・ムクティ・タイガーズ」の攻撃を恐れて90世帯近くがバラ郡、シラハ郡、サブタリ郡から避難している。避難した世帯の大多数は立ち退かなければ殺害すると脅され、パハディ人の世帯はマデシ武装グループの標的になっており、子供たちを含む避難世帯の人々は非常に劣悪な環境で暮らしていると言われている。

「人権活動家らによれば、マデシ人世帯、中でも武装グループを支持しない人々もまた家を追われている。政府、メディア、人権団体で働くマデシ人もまた常に失業や死の恐怖に怯えている。最も深刻な影響を受けているのは中産階級の世帯や、広大な土地や財産を所有する裕福な農業経営者である。彼らはマデシ武装グループに多額の金を支払わなくてはならない、と活動家らは語っている。現在、避難したマデシ人世帯らはピラトナガル、イナルワ、ジャナクプルといったタライでもより安全な地域や、タライ北部地帯に続く主要ハイウェイの近くに避難している。多くのマデシ人世帯は安全とよりよい治安を求めて首都に移動した。[33d]

- 3.32 2007年11月29日付けのIRIN記事はさらにこう付け加えている：「ある国際援助アナリストは、一部の政治グループと武装集団は関係しており、後者は過激派の活動の資金や武器を供給し、前者は犯罪行為が発生する余地を与えている、と語った。」[33d]

目次に戻る
ソースを見る

人権活動家／ジャーナリスト

- 3.33 USSDの2007年の報告書によると、「多数の国内および海外の人権グループは概して政府からの制限なく活動し、人権問題に関する調査や調査結果の発表を行うことが出来た。政府の役人らは時に彼らの意見に協力的であるとともに対応的であった。」さらに、「国内にはネパール人権協会、ISEC、INHURED、人権平和研究会を含む約10の独立したNGO組織が存在していた。ネパールの法曹界も人権侵害の監視を行い、さらに多数のNGOが拷問、児童労働、女性の権利、民族マイノリティといった個々の分野での取り組みを行っていた。」[2d](セクション4)
- 3.34 同報告書はさらに以下のように述べている：
- 「政府はアムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチなどの国際的NGOやその他の人権監視団を歓迎すると共に定期的にビザの発行を行った。通常、当局は国際監視団が兵舎や留置所に行くことを許可した。軍法会議や軍の調査へのアクセスについては、許可されていなかった……2006年11月の和平協定に沿って、OHCHRは暫定政府と協力して人権の推進および保障のための政策・プログラムの策定・実施を行った。」[2d](セクション4)
- 3.35 マオイストの人権活動家への対応について、USSDの2007年の報告書は「国連人道問題調整事務所によれば、マオイストは人権NGO(およびジャーナリスト)が党の許可なしに一部の地域へ入ることを拒否したとの信憑性の高い報告が寄せられている」と報告している。[2d](セクション4)

3.36 一方、HRWの2008年の報告書は次のように述べている：

「人権擁護者、特に女性に対する攻撃は依然続いている。特に、最近の国内の暴力事件の大部分が発生しているタライ地域では、女性に対する暴力を記録している人々を含む、女性権利擁護者やダリット人の人権擁護者を狙った事件が少なくとも十数件起きており、時に殴打事件にまで発展している。8月には、ダリット人コミュニティのグループ「パディ女性の人権擁護者」のメンバーらがカトマンズでネパール警察により殴打・逮捕された。」
[5a]

3.37 ジャーナリストの状況について、USSDの2007年の報告書は以下の通り述べている：

「法律は言論および報道の自由を規定している……独立系メディアは積極的に活動しており、様々な意見を表現していた。数百の地元紙や英字紙が発行され、多様な政治的視点を示していた。『カンティプール』および『カトマンズポスト』（同一紙のネパール語版と英語版）は独自に報道を行っていた。政府系のネパール語日刊紙『ゴルカパトラ』およびネパールで3番目の規模の英字紙『ライジング・ネパール』は、4月1日に情報・通信大臣にマオイストが任命されて以来、マオイストの見解を盛り込んだ政府方針を反映していた。マオイストが発行する新聞『ジャナデシ』は依然マオイストのプロパガンダ的役割を果たしていた……ネパール・ジャーナリスト協会によると、1月から11月30日までの間にジャーナリスト1名がマオイストにより殺害され、もう1名が誘拐された。一方、警察に逮捕されたジャーナリストの数は39名にのぼった。」 [2d] (セクション 2d)

3.38 国境なき記者団の出版物『ネパール - 年次報告書 2008年』は序章の中で2007年の出来事について述べている：

「2006年のギャネンドラ国王の失脚と和平協定の調印は、特にかつてひどい扱いを受けたジャーナリストの間で2007年は真の変化が起きるのではないかと期待を生んだ。しかし、南部で発生した部族間抗争やマオイスト兵士による失態により、メディア関係者2名が死亡し、多数の負傷者が出た。ネパールのジャーナリストにとって、自由を取り戻したが安全は取り戻すことが出来ないという相対立する一年となった。

「マデシ人らが政府による不当な扱いに抗議している南部で発生した暴力は、2006年のマオイストとの和平協定に暗雲を投げかけた。ジャーナリストの中でも、国営メディアの特派員らは「首都の権力者」と共謀していると非難され、大きな苦難に遭った。うち100名ほどがますます過激さを増すマデシ過激派によって身体的な暴力や脅迫に遭ったり、避難を余儀なくされたりした。1月末には、南部の町ビルガンジで懸賞付きのジャーナリスト「指名手配」者リストが貼られた。命の危険を感じた多数のレポーターがバルサ郡、バラ郡、ラウタハト郡を後にした。

「その他の地域では、メディアに対するマオイストの態度は頻繁に変わった。9月にマオイストが政権から脱退した後、労働組合員や若いマオイストらがメディアに対して脅迫的行動に出た。党指導者の中には地域全体に恐怖政治を敷き、ジャーナリストが自由に活動することを妨げる者もいた。しかし、共和制への移行が確保されたことを受けて12月末にマオイストが政権に復帰したことで、2008年は暴力が減少するのではとの期待が生まれた。」
[14a]

[目次に戻る](#)
[ソースを見る](#)

4. 主要ソースドキュメント索引

(KB ユーザー - ソース番号をクリックしてドキュメントに直接アクセス)

基礎情報・地理	[1a]	Europa World Online(ヨーロッパ・ワールド・オンライン)、位置、天候、言語、宗教、国旗、首都(アクセス日: 2008年2月4日) http://www.europaworld.com/pub/
	[1a]	Europa World Online(ヨーロッパ・ワールド・オンライン)、国統計(アクセス日: 2008年2月4日) http://www.europaworld.com/pub/
	[2a]	United States Department of State(米国国務省)、人権に関する報告書 - 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[2c]	United States Department of State(米国国務省)、バックグラウンドノート:ネパール、最終更新:2007年11月 http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/5283.htm
	[4a]	Foreign and Commonwealth Office(外務・英連邦省)、国プロフィール:ネパール、最終更新日:2007年6月8日 http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/nepal
	[7a]	BBC(英国放送協会)、国プロフィール:ネパール、更新日:2008年5月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166502.stm
	[10a]	Central Intelligence Agency (CIA)(中央情報局)、ザ・ワールド・ファクトブック:ネパール、最終更新日:2008年5月21日 https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/np.html
	[17a]	UNDP(国連開発計画)ネパール国プロフィール(アクセス日: 2008年2月4日)
	[30a]	http://www.undp.org.np/countryinfo.php
[36g]	Department for International Development (DfID)(英国国際開発省)、国プロフィール、ネパール、更新日:2007年9月5日 http://www.dfid.gov.uk/countries/asia/nepal.asp	
		Relief Web(リリーフウェブ)、ネパール:国プロフィール http://www.reliefweb.int/rw/bkg.nsf/doc200?OpenForm&rc=3&cc=np&mode=cp
地図	[19a]	United Nations Cartographic Section(国連地図課)、ネパール地図 http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/nepal.pdf
歴史	[1a]	Europa World Online(ヨーロッパ・ワールド・オンライン)、近年の出来事(アクセス日: 2008年2月4日) http://www.europaworld.com/pub/
	[2a]	United States Department of State(米国国務省)、人権に関する報告書 - 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[2c]	United States Department of State(米国国務省)、バックグラウンドノート:ネパール、最終更新:2007年11月 http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/5283.htm
歴史(続き)	[4a]	Foreign and Commonwealth Office(外務・英連邦省)、国プロフィール:ネパール、最終更新日:2007年6月8日

		http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/nepal
	[7a]	BBC(英国放送協会)、国プロフィール:ネパール 更新日:2008年5月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166502.stm
	[7b]	BBC Timeline (BBC タイムライン):ネパール、更新日:2008年5月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166516.stm
	[26a]	Freedom House(フリーダムハウス)、世界の自由度 2007:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2007&country=7239
	[26c]	Freedom House(フリーダムハウス)、岐路に立つ国々 2006年:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=140&edition=7&ccrpage=31&ccrcountry=142

政治・最近の出来事	[1a]	Europa World Online(ヨーロッパ・ワールド・オンライン)、政府と政治(アクセス日:2008年2月4日) http://www.europaworld.com/pub/
	[2a]	United States Department of State(米国国務省)、人権に関する報告書—2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[2c]	United States Department of State(米国国務省)、バックグラウンドノート:ネパール、最終更新:2007年11月 http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/5283.htm
	[4a]	Foreign and Commonwealth Office(外務・英連邦省)国プロフィール:ネパール、最終更新日:2007年6月8日 http://www.fco.gov.uk/servlet/Servlet?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1019041557693
	[5a]	Human Rights Watch (HRW)(ヒューマン・ライツ・ウォッチ)、ワールドレポート2008年:ネパール http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/nepal17609.htm
	[7a]	BBC(英国放送協会)、国プロフィール:ネパール、更新日:2008年5月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166502.stm
	[7b]	BBC(英国放送協会)、国プロフィール:ネパール、更新日:2008年5月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166502.stm
	[7e]	BBC Timeline(BBCタイムライン):ネパール、更新日:2008年5月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166516.stm
	[7h]	BBC News(BBCニュース)、ネパール、連邦国家への移行、2007年3月9日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6435901.stm
	[7k]	BBC News(BBCニュース)、君主制の終焉——トラブルか? 2007年12月24日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7159258.stm
	[7n]	BBC News(BBCニュース)、ネパールに立ち込める暗雲、2008年2月25日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7263399.stm
	[26a]	BBC News(BBCニュース)、ネパール - (選挙の)最終結果を発表、2008年4月25日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7366782.stm
	[32a]	Freedom House(フリーダムハウス)世界の自由度2007:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2007&country=7239
	[32b]	South Asia Terrorism Portal (SATP)(南アジア・テロリズムポータル)、ネパール・タイムライン2007年 http://satp.org/satporgtp/countries/nepal/timeline/2007.htm
	[33i]	South Asia Terrorism Portal (SATP)(南アジア・テロリズムポータル)、ネパール・タイムライン2008年 http://www.satp.org/satporgtp/countries/nepal/timeline/index.html
政治・最近の出来事(続き)	UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA) – IRIN (Integrated Regional information Networks) News, Asia, Nepal	

	[36a]	<p>(国連人道問題調整部-統合地域情報ネットワークニュース・アジア、ネパール) ネパール: 4月10日の選挙を前に高まる緊張、2008年4月1日 http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=77548</p>
	[36b]	<p>Relief Web (リリーフウェブ)、第一段階報告書公表 - 国連ネパール特使、マオイストとの治安協定を呼びかける、2007年3月9日 http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/Y SAR-6Z5SWQ?OpenDocument&rc=3&emid=EVIU-6AKEJJ</p>
	[36d]	<p>Relief Web (リリーフウェブ)、ネパール政府、反政府派との交渉を新たに呼び掛ける、2007年3月5日 http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/JBRN-6YZGQ4?OpenDocument&rc=3&emid=EVIU-6AKEJJ</p>
	[43a]	<p>Relief Web (リリーフウェブ)、ネパール、和平協定・嚴重警備も収まらない暴力、2008年2月13日 http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900SID/KHII-7BS8S6?OpenDocument</p>
	[44a]	<p>Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター)、SAARC人権報告書 2006年:ネパール http://www.achrweb.org/reports/saacar2006/nepal.htm</p>
	[48a]	<p>UN News Centre (国連ニュースセンター)、ネパールの平和プロセスを危うくする刑事免責の文化、2008年2月4日 http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=25497&Cr=nepal&Cr1</p>
	[49a]	<p>Reuters (ロイター)、表 - ネパール選挙最終投票結果、2008年4月25日 http://www.reuters.com/article/latestCrisis/idUSISL42648</p> <p>Election Commission of Nepal (ネパール選挙管理委員会) 制憲議会選挙 2064 - 当選者一覧、2008年4月24日 http://www.election.gov.np/reports/CAResults/reportBody.php</p>

人権 - 全般	[2a]	United States Department of State (米国国務省)、人権に関する報告書 - 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[3a]	ネパール王国の憲法 2047 (1990年) http://inic.utexas.edu/asnic/countries/nepal/nepalconstitution.html
	[4a]	Foreign and Commonwealth Office (外務・英連邦省)、国プロフィール:ネパール、最終更新日:2007年6月8日 http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/nepal
	[4b]	Foreign and Commonwealth Office (外務・英連邦省)、人権年次報告書 2007年 http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/publications/publications/annual-reports/human-rights-report/
	[5a]	Human Rights Watch (HRW) (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)、ワールドレポート 2008年:ネパール http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/nepal17609.htm
	[5e]	Human Rights Watch (HRW) (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)、ネパール (アクセス日: 2008年2月4日) http://hrw.org/doc/?t=asia&c=nepal
	[6f]	Report of the Special Rapporteur of the UN Human Rights Council (via UNHCR Refworld) 拷問やその他の残虐、非人間的、下劣な刑罰に関する国連人権理事会特別報告官による報告書 (UNHCR Refworld経由) 2008年2月18日 http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=47cbbf262&skip=&coi=NPL
	[11a]	Amnesty International (AI) (アムネスティ・インターナショナル)、アムネスティ・インターナショナル報告書 2007年:ネパール、2006年1月から12月の出来事
	[20a]	http://web.amnesty.org/report2006/npl-summary-eng
	[25a]	Asian Human Rights Commission (AHRIC) (アジア人権委員会) 年次報告書 2006年 http://material.ahrchk.net/hrreport/2006/Nepal2006.pdf
	[25c]	National Human Rights Commission (国家人権委員会)、ネパール・プレスリリース、January 2006年1月 - 2007年12月 http://www.nhrcnepal.org/press_release.php
	[25d]	National Human Rights Commission (国家人権委員会)、ネパール政府とCPN(M)の停戦の間のネパール人権状況報告書、2006年7月31日 http://www.nhrcnepal.org//publication/doc/reports/The%20report%20of%20Human%20Rights%20Situation%20during%20the%20period%20of%20cease%20fire.doc
	[26a]	National Human Rights Commission (国家人権委員会)、ネパール包括的和平協定の下での人権状況に関する報告の概要 (2007年2月26日~2007年7月16日) http://www.nhrcnepal.org//publication/doc/reports/Summary%20of%20the%20report%20_2_.pdf
	人権 - 全般 (続き)	Freedom House (フリーダムハウス)、世界の自由度 2007:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2007

		&country=7239
	[26c]	Freedom House(フリーダムハウス)、岐路に立つ国々 2006年:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=140&edition=7&ccrpage=31&ccrcountry=142
	[31a]	
	[31b]	United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) in Nepal(国連人権高等弁務官事務所ネパール事務所)、包括的和平協定締結1年後の人権、2007年12月 http://nepal.ohchr.org/en/resources/Documents/English/reports/HCR/CPA%20Report.pdf
	[40a]	2008年2月13日-27日にタライで発生した抗議運動による人権問題の概要、2008年3月27日 http://nepal.ohchr.org/en/resources/Documents/English/reports/HCR/2008_03_27_Terai_Protest_E.pdf
	[40c]	Nepalnews.com(ネパールニュース.com)、下院、暫定憲法を公布後解散、2007年1月15日 http://www.nepalnews.com/archive/2007/jan/jan15/news14.php
	[40d]	Nepalnews.com(ネパールニュース.com)、タライで増加する人権侵害、2007年12月25日 http://www.nepalnews.com/archive/2007/dec/dec25/news12.php
	[43a]	Nepalnews.com(ネパールニュース.com)、下院、暫定憲法を改正 - ネパール、連邦民主共和国に、2007年12月28日 http://www.nepalnews.com/archive/2007/dec/dec28/news15.php
	[43b]	Asian Centre for Human Rights(アジア人権センター)、SAARC人権報告書 2006年:ネパール http://www.achrweb.org/reports/saarcar2006/nepal.htm Asian Centre for Human Rights(アジア人権センター)、ネパール:国王専制の一年、2006年1月30日 http://www.achrweb.org/reports/Nepal/Nepal0106.pdf

人権 - 各問題		
(上記の一般報告のほかに、次のような問題に関する情報が以下の文書で提供されている。)		
非政府軍による暴力	[2a]	United States Department of State (米国国務省)、人権に関する報告書 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[31b]	United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) in Nepal (国連人権高等弁務官事務所ネパール事務所)、CPN-Mによる人権侵害 - 問題の概要、2006年9月 http://nepal.ohchr.org/resources/Documents/English/reports/InvestigationReports/2006_09_25_Human%20Rights%20Abuses%20by%20the%20CPN-M.pdf
	[43a]	Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター)、SAARC 人権報告書 2006年:ネパール http://www.achrweb.org/reports/saarcar2006/nepal.htm
	[43b]	Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター)、ネパール: 国王専制の一年、2006年1月30日 http://www.achrweb.org/reports/Nepal/Nepal0106.pdf
逮捕と拘留 - 法律上の権利	[2a]	United States Department of State (米国国務省)、人権に関する報告書 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[6b]	UNHCR, Nepal (国連難民高等弁務官事務所ネパール事務所)、拷問法の補償、1996年 http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b4fac
	[40b]	Nepalnews.com (ネパールニュース.com)、政府、TADO (テロリストおよび破壊活動(統制罰則)法令)による逮捕の取り下げを決定、2006年6月12日 http://www.nepalnews.com/archive/2006/jun/jun12/news05.php
	[43b]	Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター)、ネパール: 国王専制の一年、2006年1月30日 http://www.achrweb.org/reports/Nepal/Nepal0106.pdf
子供	[2a]	United States Department of State (米国国務省)、人権に関する報告書 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm
	[2d]	United States Department of State (米国国務省)、人身売買報告書、2007年6月 http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2006/65989.htm
	[5a]	Human Rights Watch (HRW) (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)、ワールドレポート 2008年:ネパール http://hrw.org/englishw2k8/docs/2008/01/31/nepal17609.htm
	[5b]	Human Rights Watch (HRW) (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)、兵隊の子供たち——ネパールのマオイストによる子供兵士の利用、2007年2月1日
	[5c]	http://hrw.org/reports/2007/nepal0207/
子供(続き)		

[7c]	Human Rights Watch (HRW) (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)、ネパールで暮らす無国籍ブータン人難民の子供たち、2007年2月15日 http://hrw.org/english/docs/2007/02/15/bhutan15344.htm
[11a]	BBC News (BBCニュース)、ネパール奴隷少女たちの苦境、2007年3月2日 http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6405373.stm
[11d]	Amnesty International (AI) (アムネスティ・インターナショナル)、アムネスティ・インターナショナル報告書 2007年:ネパール、2006年1月から12月の出来事 http://web.amnesty.org/report2006/npl-summary-eng
[15a]	Amnesty International (AI) (アムネスティ・インターナショナル)、ネパール:紛争に巻き込まれた子供たち、2005年7月26日 http://web.amnesty.org/library/index/engASA310542005
[26a]	Coalition to Stop the Use of Child Soldiers (子供兵士の徴兵廃止を目指す連合)、グローバルレポート 2004年:ネパール http://www.child-soldiers.org/document_get.php?id=861
[29a]	Freedom House (フリーダムハウス)、世界の自由度 2007:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2007&country=7239
[31a]	The United Nations Children's Fund (UNICEF) (国連児童基金(ユニセフ))、ネパールの背景情報 (アクセス日: 2008年2月5日) http://www.unicef.org/infobycountry/nepal_nepal_background.html
[33a]	United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) in Nepal (国連人権高等弁務官事務所ネパール事務所)、包括的和平協定締結1年後の人権、2007年12月 http://nepal.ohchr.org/en/resources/Documents/English/reports/HCR/CPA%20Report.pdf
[33f]	UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA) - IRIN (Integrated Regional Information Networks) News, Asia, Nepal (国連人道問題調整部-統合地域情報ネットワークニュース・アジア、ネパール) ネパール:マオイスト、いまだに子供兵士を使用、2007年2月21日 http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=70299
[33g]	UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA) - IRIN (Integrated Regional Information Networks) News, Asia, Nepal (国連人道問題調整部-統合地域情報ネットワークニュース・アジア、ネパール) ネパール:元債務労働者の子供たちが直面する窮状、2008年1月28日 http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=76457
[43a]	UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA) - IRIN (Integrated Regional Information Networks) News, Asia, Nepal (国連人道問題調整部-統合地域情報ネットワークニュース・アジア、ネパール) ネパール:高まる子供への性的虐待リスク、2008年1月21日 http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=76342
[43b]	Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター)、SAARC 人権報告書 2006年:ネパール

	[45a]	<p>http://www.achrweb.org/reports/saarcar2006/nepal.htm</p> <p>Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター)、ネパール: 国王専制の一年、2006年1月30日 http://www.achrweb.org/reports/Nepal/Nepal0106.pdf</p> <p>UN General Assembly (国連総会)、子供と武力衝突: 国連事務 総長報告、2007年12月21日 http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N07/656/04/PDF/N0765604.pdf?OpenElement</p>
--	-------	---

市民権と国籍	<p>[31a]</p> <p>[39a]</p> <p>[39b]</p> <p>[39c]</p> <p>[39d]</p> <p>[39e]</p> <p>[39f]</p> <p>[39g]</p> <p>[39h]</p>	<p>United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) in Nepal(国連人権高等弁務官事務所ネパール事務所)、包括的和平協定締結1年後の人権、2007年12月 http://nepal.ohchr.org/en/resources/Documents/English/reports/HCR/CPA%20Report.pdf</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、政府、違法市民証明書を無効に、2007年3月5日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=102570</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、114万人以上が市民権を取得、2007年2月26日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=101977</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、妻の市民権取得には依然夫の承認が必要、2007年2月16日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=100886</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト) 市民権を求める多くが「見知らぬ人」、2007年1月21日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=98220</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、市民権法案が可決、2006年11月26日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=92622</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、ネパールの女性が直面する不平等、2007年9月28日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=123986</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、市民権配布の電子化が頓挫、2007年12月14日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=131285</p> <p>The Kathmandu Post (ekantipur.com) (カトマンズポスト)、性的マイノリティ、人権訴訟に勝利、2007年12月21日 http://www.kantipuronline.com/kolnews.php?nid=131973</p>
腐敗	<p>[2a]</p> <p>[26a]</p> <p>[38a]</p>	<p>United States Department of State(米国国務省)、人権に関する報告書 - 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm</p> <p>Freedom House, (フリーダムハウス)、世界の自由度 2007:ネパール http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2007&country=7239</p> <p>Transparency International(トランスパレンシー・インターナショナル)、腐敗認識指数(CPI)2007年 http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2007</p>
死刑	<p>[11c]</p>	<p>Amnesty International(アムネスティ・インターナショナル)、廃止派の国と存続派の国、最終更新日: 2007年9月19日 http://www.amnesty.org/en/death-penalty/abolitionist-and-re-tentionist-countries</p>
障害	<p>[2a]</p>	<p>United States Department of State(米国国務省)、人権に関する報告書 - 2007年:ネパール http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100618.htm</p>

	[8a]	Asia-Pacific Development Center on Disability (アジア太平洋障害者センター)、国プロフィール - ネパール、アクセス日: 2007年3月1日 http://www.apcdproject.org/countryprofile/nepal/index.html
--	------	--